

公園バリアフリー基準適合チェックシートについて

1. チェックシート利用の目的について

都市公園のバリアフリー化は法令で定められており、公園管理者は、誰もが安心して快適に利用できる公園をつくり、維持しなければならないという義務があります。担当者独自の判断によるバリアフリー化ではなく、法令に基づく基準によりバリアフリー化を進めなければなりません。

本市の公園では、地形上の事情等から「やむを得ない場合」の基準を採用する場合や、その他特別な事情（文化財や史跡等の保護、生態系の保全等）により基準適合が困難なものとする場合（例外規定）などが考えられますが、そのような判断をする場合は、様々な角度から十分な検討を行い、できるだけ基準適合への努力をするとともに、「やむを得ない場合」や「例外規定」を適用する場合は、その判断に至った検討内容の適当性について設計担当課で確認し、記録に残し引き継いでいく必要があります。

2. チェックシートの活用について

公園バリアフリー条例（バリアフリー法の委任条例）及び福祉のまちづくり条例（自主条例）の基準適合を確認するため、公園バリアフリー基準適合チェックシートを利用します。

(1) 適用範囲

- ① 都市公園法上の公園緑地の新設及び再整備(面的整備)の設計時に利用すること。
- ② 既存施設については、特定公園施設の改修が発生した時点で基準適合義務が生じるため施設改良の設計時に利用すること。
- ③ 福祉のまちづくり条例における事前協議を要する場合は、本チェックシートを提出すること。

(2) 作成資料

- ・公園バリアフリー基準適合チェックシート
- ・移動等円滑化園路検討図
- ・公園バリアフリー基準チェックリスト

(3) 作成者

設計業務委託の受託者※1または、設計審査で利用する場合は担当職員

(4) チェック手順方法

右記利用手順フロー、公園バリアフリー基準適合チェックシート及び公園バリアフリー基準チェックリストの記載事項を確認のうえ、行って下さい。

■チェックシート利用手順

上位計画、地形条件を確認

前提条件として例外規定を適用する場合は、表紙“2 公園施設の適合判定”の“例外”欄で理由を選択。

主要な公園施設の設定

“3 主要な公園施設”に対象施設を記入。

移動等円滑化園路の設定

“4 移動等円滑化園路検討図”を作成。

接続する特定公園施設の設定

改修・新設施設の対象となる場合は、“対象”項目を☑

特定公園施設の整備基準及び接続チェック

チェックリストで各施設の適合基準について整備概要を入力のうえ、“適合状況”を選択。

健康福祉局
事前協議・内容審査

設計決裁者までの確認

例外規定、やむを得ない場合を適用する場合は、十分な検討が図られているか確認し、設計課内同意が必要。

資料の保存

次回以降の再整備工事等で移動等円滑化の考え方を継承するため、チェックシート等を保存。

※1: 公園緑地設計業務共通仕様書

第5条 設計内容の検討及び確認設計の検討対象設計物について、設計意図、利用、コスト、維持管理、バリアフリー、遊具の安全領域、施工の難易度等の面から、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法等を充分に比較・検討を行うこと。また、「第8章 準拠すべき図書」の「(1)公園緑地設計指針」に掲載されている公園バリアフリー基準適合チェックシート、遊具選定チェックシート等を必要に応じて活用し、設計内容の確認を行わなくてはならない。また、その内容について、監督員と協議をすること。

3. チェックシートの作成・確認及び保存について

(1) 課内決裁

設計担当者(受託者)の判断だけでなく、組織的に判断を行うべきことなので、設計図書の決裁権者までの確認が必要としています。

(2) 確認事項

① 移動等円滑化園路の検討結果

既存公園において、特定公園施設を増築及び改築する際には、特定公園施設としての基準適合義務が生じます。都市公園の再整備を行う場合や特定公園施設が複数ある場合には、当該特定公園施設に移動等円滑化園路との接続義務が発生するかどうかを確認する必要があります。そのため、当初または再整備時には、移動等円滑化園路をどのように検討したかを記録した『移動等円滑化園路検討図』を残す必要があります。

② 例外規定適用の判断

公園内に保全すべき自然環境や文化財がある場合、公園が史跡・名勝等の指定地に含まれ土地の形質の変更等が制限される場合、当該公園内に設置される特定公園施設から除かれます。公園内に都市公園法以外の法制度が適用されており、各法で定める規定の範囲内で整備を行う必要があるなどの特別の事由がある場合も、特定公園施設の整備において移動等円滑化の例外となります。

③ 基準適合における判断

都市公園移動等円滑化基準における「やむを得ない場合・・・」の判断については、「地形や埋蔵文化財などの特別な条件であるが、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、また、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合」をもって、やむを得ない場合とします。

(3) データの保存

作成資料は以後の施設改修等において当初の考え方が必要なため、後の担当者がわかるようにしておく必要があります。そのため、チェックシート及び検討結果の保存先は共有できる場所とします。

4. その他

(1) 建築物の基準適合

公園内の建築物については、福まち規則の建築物の基準に適合させる必要があります。基準適合の確認のためには、福まち条例規則をもとに作成されている「基準適合状況一覧表」を用い、建築局建築環境課に事前協議を行います。

(2) 関連図書など

資料名 (HP リンクあり)	発行	内容
横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例	環境創造局	バリアフリー法の基準にもとづいて特定公園施設の整備基準を定めています。 通称:公園バリアフリー条
福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	健康福祉局	チェックシート利用時は、こちらの参考図を確認のうえ、基準適合チェックを行って下さい。
福祉のまちづくり条例の事前協議(建築物)	建築局	公園施設であっても、建築物はこちらの基準適合が必要であり事前協議を行います。
ユニバーサルデザインによる みんなの公園づくり	(一財)日本公園緑地協会	公園バリアフリーのための考え方、基準適合のための作業手順などが解説されている書籍です。